

新潟市優良工事表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事のうち工事成績が特に優秀で、他の模範となる工事を施工した受注者を表彰することにより、本市における建設工事の品質確保と建設技術の向上発展に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次のいずれにも該当するものとし、表彰は、工事請負契約を誠実に履行した受注者（以下「表彰者」という。）に対して行う。

(1) 表彰年度の前年度に完成した当初設計金額1,000万円以上の工事であること。

(2) 新潟市工事成績評定実施要領に基づく採点（以下「工事成績評定点」という。）が80点以上で、評定項目の法令遵守等に減点がない工事であること。

2 表彰は、別表第1に掲げる区分及び部門により構成するものとし、新潟市入札参加資格申請書提出要領に掲載される工（業）種／種目により分類する。

3 表彰者は、その功績が特に顕著で、優れた現場管理や施工技術を発揮し、品質確保に貢献したことが認められる下請企業を推薦することができる。

(表彰)

第3条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰者には、記念品を贈呈する。ただし、下請企業を除く。

3 表彰は、年1回行う。

(対象工事の選定)

第4条 検査担当課長は、別に定める選定基準を満たす工事を精査し、対象工事を取りまとめるものとする。

(表彰者の選考)

第5条 前条により選定された対象工事から、表彰者を決定させるため、選考委員会を設

置する。

- 2 選考委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長があたる。
- 4 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき選考を行う。
- 5 区長推薦表彰者の選考に限り、各区に設置される審査会等での審議を経るものとし、その結果を選考委員会へ報告するものとする。
- 6 下請企業表彰者の選考に限り、事務局で審査を行い、委員長に諮り決定する。

(事務局)

第6条 表彰に関する事務を行うために事務局を設ける。

- 2 事務局は、検査担当課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

表彰の区分及び部門

区分	部門名称	工（業）種／種目
部門別	土木一式	一般土木（下水道の開削を含む）
	橋梁	橋梁上部工事、橋梁（PC）、橋梁（鋼構造物）
	下水道	下水道等シールド（1,350ミリメートル以上）、下水道等推進（800ミリメートル以上）、セミシールド・小口径推進（800ミリメートル未満）、下水道管更生
	建築一式	一般建築
	電気	電気
	管	管
	安全施設	交通安全施設（道路標識、路面標示等）
	ほ装	ほ装
	維持補修	とび・土工工事、塗装
	造園	造園
		上記以外の工（業）種／種目に90点以上の工事があった場合、その工事の工（業）種／種目名を冠した部門を追加する。
区長推薦	当初設計金額5,000万円未満の全工（業）種／種目の工事の中から選考を行った、区長が推薦する者とする。	
下請企業	部門別及び区長推薦表彰者から推薦のあった者とし、表彰対象の工事1件につき1業者とする。ただし、下請金額の50パーセント以上を自社施工し、本市に本社のある者とする。	

別表第2（第5条第2項関係）

選考委員会の委員
技監、農林水産部長、都市政策部長、建築部長、土木部長、下水道部長、財務部長、委員長が指名する者